

練馬区スポーツ協会特別功労賞 基準

(名 称)

第1条 練馬区スポーツ協会特別功労賞と称する。

(目 的)

第2条 この表彰は、スポーツの普及と発展に特別に貢献した個人または団体の功績を讃えることで、更なるスポーツの振興を図ることを目的とする。

(表 彰)

第3条 次の各号に該当する顕著な功績又は模範となる業績があったものの中から審査会の決定により、会長名をもって表彰する。

- (1) 協会の発展に特に顕著な功績があった個人または団体。(30年以上の実績)
- (2) 競技力向上のため特に顕著な成績を残した個人及び団体で、
 - ① オリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会等において3位までに入賞したもの。
 - ② 国民スポーツ大会、全日本選手権大会等の全国規模の大会において1位までに入賞したもの。表彰の申請に際しては、これを証明する資料(賞状、メダル、プログラム等)を添付しなければならない。
- (3) 毎年6月1日より翌年5月31日の期間を対象とする。
- (4) 授賞は原則として1回限りとする。

(方 法)

第4条 表彰状を授与し、副賞を添えるものとする。

(決 定)

第5条 表彰者を決定するために、次のもので構成する審査会を置く。

会長、副会長、代表理事、業務執行理事

2 審査会は毎年6月に行う。

(時 期)

第6条 表彰は毎年、区民スポーツ大会総合開会式の際に行う。但し、代表理事が必要と認めるときは別に定めた日に行うことができる。

(附則)

この基準は、昭和60年7月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から改正施行する。

この基準は、平成28年4月1日から改正施行する。

この基準は、令和3年4月1日から改正施行する。

この基準は、令和6年4月1日から改正施行する。